

第4章 地区別構想

渋川市都市計画マスタープランの地区別構想では、地区ごとに、基本方針と取組内容を第2次渋川市総合計画に即して定め、土地利用の方針、都市施設の整備の方針、市街地の整備の方針、その他のまちづくりの方針を第3章の全体構想に即して定めます。

1 渋川地区のまちづくり構想

1-1 渋川地区の特性

鉄道駅や渋川伊香保インターチェンジ、主要幹線道路などによる交通利便性、工業や商業などの産業機能、公共施設や公益施設などの都市機能が集積した地区となっています。



1-2 渋川地区のまちづくり

基本方針

交通利便性と都市機能の集積を活かしたまちづくり

取組内容

- 拠点間の連携を強化する道路や公共交通の充実
- 交通利便性と商業施設や公共施設などの集積による中心市街地の活性化

1-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

(配置欄は順不同。以下第4章において同じ。)

区分	方針	
住宅地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。さらに、JR八木原駅周辺では、立地適正化計画や地区計画などの制度を活用し、集約型都市を構築する住宅地の集積を行うとともに、規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行います。	
	配置	・ JR八木原駅周辺
		・ 行幸田団地周辺
		・ 豊秋団地周辺
・ 軽浜団地周辺		
・ 入沢団地周辺		
複合住宅地	住宅地と商業業務地が複合し集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。さらに、中心商業業務地周辺では、集約型都市を構築する住宅地の集積を行います。	
	配置	・ 商業業務系土地利用の周辺
		・ 渋川伊香保インターチェンジ周辺

(2) 商業業務系土地利用

区分	方針	
中心商業業務地	<p>多様な生活サービスの提供と賑わいの創出を図り、経済活動の中核となるべき地域として、立地適正化計画などの制度を活用し、集約型都市を構築する商業業務地の集積を行うとともに、誘客につながる土地利用を行います。</p>	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市役所周辺 ・ J R 渋川駅周辺
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新町五差路周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四ツ角地区周辺
沿道型 商業業務地	<p>幹線道路沿道で多様な生活サービスの提供を図る商業業務地が集積する地域として、誘客につながる土地利用を図るとともに、土地利用の転換は、計画的に行います。ただし、土地利用の促進が予測される郊外の幹線道路沿道では、特定用途制限地域などの制度を検討し、健全と安全の配慮に併せて、集客力のある大規模な商業施設の立地に関し規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行います。</p>	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 17 号 渋川西バイパスの沿道 (中村交差点からあじさい公園入口交差点まで)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ (主) 渋川東吾妻線の沿道 (藤ノ木東交差点から金井本町交差点まで)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ (主) 高崎渋川線の沿道 (行幸田団地東交差点から市役所入口交差点まで)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道行幸田小倉線の沿道 (行幸田橋北から午王橋まで)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道南部幹線の沿道 (南部大橋から行幸田団地東交差点まで)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道駅前通り線の沿道 (高源地交差点から藤ノ木東交差点まで)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道折原阿久津線の沿道 (月見橋から金井南町交差点まで)

(3) 工業系土地利用

区分	方針		
工業地	首都圏などへの交通アクセス性の良さを活かした工業地が集積する地域として、戦略的な形成を図ります。		
	配置	・ J R 渋川駅南側周辺	・ 大崎交差点東側周辺
		・ 半田北交差点東側周辺	・ 市道田中聖神線周辺
		・ 半田工業団地	・ 有馬企業団地
・ J R 八木原駅北東側周辺			
複合工業地	工業地と住宅地が複合し集積する地域として、居住環境に配慮して戦略的な形成を図ります。		
	配置	・ 群馬県渋川合同庁舎周辺	・ 東町交差点周辺
		・ 中村交差点周辺	・ 南渋川自動車教習所周辺
		・ 金井住宅団地北側周辺	
工業誘致候補エリア	交通利便性が高く工場や物流施設の立地に適しているエリアとして、土地利用の転換を計画的に行うとともに、戦略的な形成を検討します。		
	配置	・ 渋川伊香保インターチェンジ周辺	
		・ 渋川半田工業団地周辺	
		・ (主) 高崎渋川線バイパス周辺	
		・ J R 金島駅周辺	
・ 有馬企業団地周辺			

(4) その他の土地利用

区分	方針		
集落地	農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。		
	配置	・ 都市基幹公園と農地を除く自然共生ゾーン	
都市基幹公園	住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の用に供します。		
	配置	・ 渋川市総合公園	・ 渋川スカイランドパーク
		・ 坂東橋緑地公園	・ 吾妻川公園
		・ 大崎緑地公園	
農地	農地の保全を図ります。		
	配置	・ 集落地と都市基幹公園を除く自然共生ゾーン	
河川	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を促進します。		
	配置	・ 河川区域	

1-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

○広域幹線道路（広域軸）

国道17号、上信自動車道（国道17号渋川西バイパス、国道353号金井バイパス・川島バイパス・祖母島～箱島バイパス）、（主）高崎渋川線バイパスは、移動時間の短縮による広域連携を促進する道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間	整備（要望）内容
国道17号	前橋渋川バイパス	暫定2車線区間の4車線化
上信自動車道	あじさい公園入口交差点から金井インターチェンジまで	道路新規整備

○主要幹線道路（主要軸）

国道291号、国道353号、（主）高崎渋川線、（主）高崎安中渋川線、（主）渋川松井田線、（主）渋川東吾妻線、（主）渋川下新田線、（都）半田南線、（主）前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸道路（構想）は、広域幹線道路を補完し、都市間（隣接市町村をつなぐ）の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間・地点	整備（要望）内容
（主）高崎渋川線	石原交差点北から渋沢橋まで	道路改良
（主）高崎安中渋川線	半田交差点から小倉交差点東まで	道路改良
		歩道整備
（主）渋川東吾妻線	登沢橋	歩道整備
（都）半田南線	半田字南原から吉岡町大字下野田字杉下まで	道路新規整備
（主）前橋伊香保線 吉岡バイパスの延伸道路 （構想）	吉岡都市計画道路大久保上野田線と（都）半田南線との交差点から市道南部幹線まで	道路新規整備
	構想目的	渋川市と吉岡町を結ぶ重要な主要幹線道路として県央地域全体の発展に多大な効果が期待でき、市南部の地域振興と定住人口の増加を図る

○内環状線、外環状線（環状軸）

内環状線（渋川地区内の構成道路：国道17号、国道353号、上信自動車道、利根川橋りょう4（構想）、吾妻川橋りょう1（構想））と外環状線（渋川地区内の構成道路：国道17号、（主）渋川東吾妻線、（一）渋川吉岡線、市道南部幹線、市道南原線、利根川橋りょう1（構想）、吾妻川橋りょう2（構想））は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

橋りょう	区間	整備（要望）内容
利根川橋りょう1 （構想）	中村地区と北橋町分郷八崎地区の間	橋りょう新規整備
	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等の搬送時間の短縮
吾妻川橋りょう1 （構想）	金井地区と北牧地区の間	橋りょう新規整備
	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等の搬送時間の短縮

○補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、都市計画道路、一般県道、内環状線、外環状線、1級市道は、広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間（市内の地域をつなぐ）の道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

路線	区間	整備（要望）内容
（都）金井新町高源地線	市役所入口交差点から前橋地方法務局 渋川出張所前まで	道路改良

○その他

J R 渋川駅、J R 八木原駅、工業誘致候補エリア（渋川伊香保インターチェンジ周辺、渋川半田工業団地周辺、（主）高崎渋川線バイパス周辺、J R 金島駅周辺、有馬企業団地周辺）へのアクセス道路は、選択と集中による必要な整備を行います。

都市計画道路網は、効率的かつ効果的なネットワークの再構築を行います。

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード（道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称）は、観光拠点と各地区をつなぎ、点在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

○鉄道

鉄道は、J R 渋川駅やJ R 八木原駅などの主要な交通結節点の必要な整備を行います。

○バス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の接続、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

○都市公園

分類		公園		
都市 基幹公園	運動公園	坂東橋緑地公園	吾妻川公園	大崎緑地公園
	総合公園	渋川市総合公園	渋川スカイランドパーク	
住区 基幹公園	近隣公園	小野池あじさい公園		
	街区公園	並木児童公園	駅前児童公園	八木原児童公園
		金井児童公園	渋川屋上幼児遊園地	有馬児童公園
		金井本陣児童公園	金井住宅団地西児童公園	金井住宅団地中央公園
		金井住宅団地東児童公園	御蔭公園	芝中公園
		東町公園	行幸田住宅団地公園	半田みなみはら公園
		祖母島公園	金井青葉台団地公園	金島ふれあい公園
		辰巳町公園	金井青葉台第二団地公園	折原第2公園
		坂下北公園	新町せせらぎ公園	坂下南公園
四ツ角みなみ公園	四ツ角まんなか公園	元町ふれあい公園		
都市緑地	緑と水の公園			

○その他の公園

公園		
明保野第1公園	明保野第2公園	明保野第3公園
折原第1公園	折原第3公園	金井雇用促進住宅公園
豊秋団地公園	馬頭公園	渋川駅前広場
渋川駅東公園	渋川駅北広場	平沢川橋上広場
東町ふれあいパーク	豊小南ポケットパーク	行幸田宮ノ前公園
高源地ポケットパーク	八木原駅南公園	八木原西原公園
八木原高田公園	石原前堤公園	石原西運動公園
中村緑地公園		

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、私有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

四ツ角周辺地区は、地区計画制度による生垣の推奨などを行います。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

住宅立地が顕著な地域では、公共下水道計画区域の見直しを検討します。

1-5 市街地の整備の方針

(1) 渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺の整備の方針

渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺では、駅西側は整備済みの街区を活用するなどの市街地の再生を行い、駅東側は民間投資誘発効果の高い都市基盤の必要な整備を行います。

(2) JR八木原駅周辺の整備の方針

JR八木原駅周辺では、適切な土地利用規制と併せて都市基盤の必要な整備を行います。

(3) 居住や都市機能のまとまりのある地域（渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺とJR八木原駅周辺を除く）の整備の方針

行幸田団地周辺、豊秋団地周辺、金井前原団地周辺、軽浜団地周辺、金井住宅団地周辺、入沢団地周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(4) 工業誘致候補エリアの整備の方針

渋川伊香保インターチェンジ周辺、渋川半田工業団地周辺、(主)高崎渋川線バイパス周辺、JR金島駅周辺、有馬企業団地周辺では、企業立地基盤の必要な整備を行います。

1-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

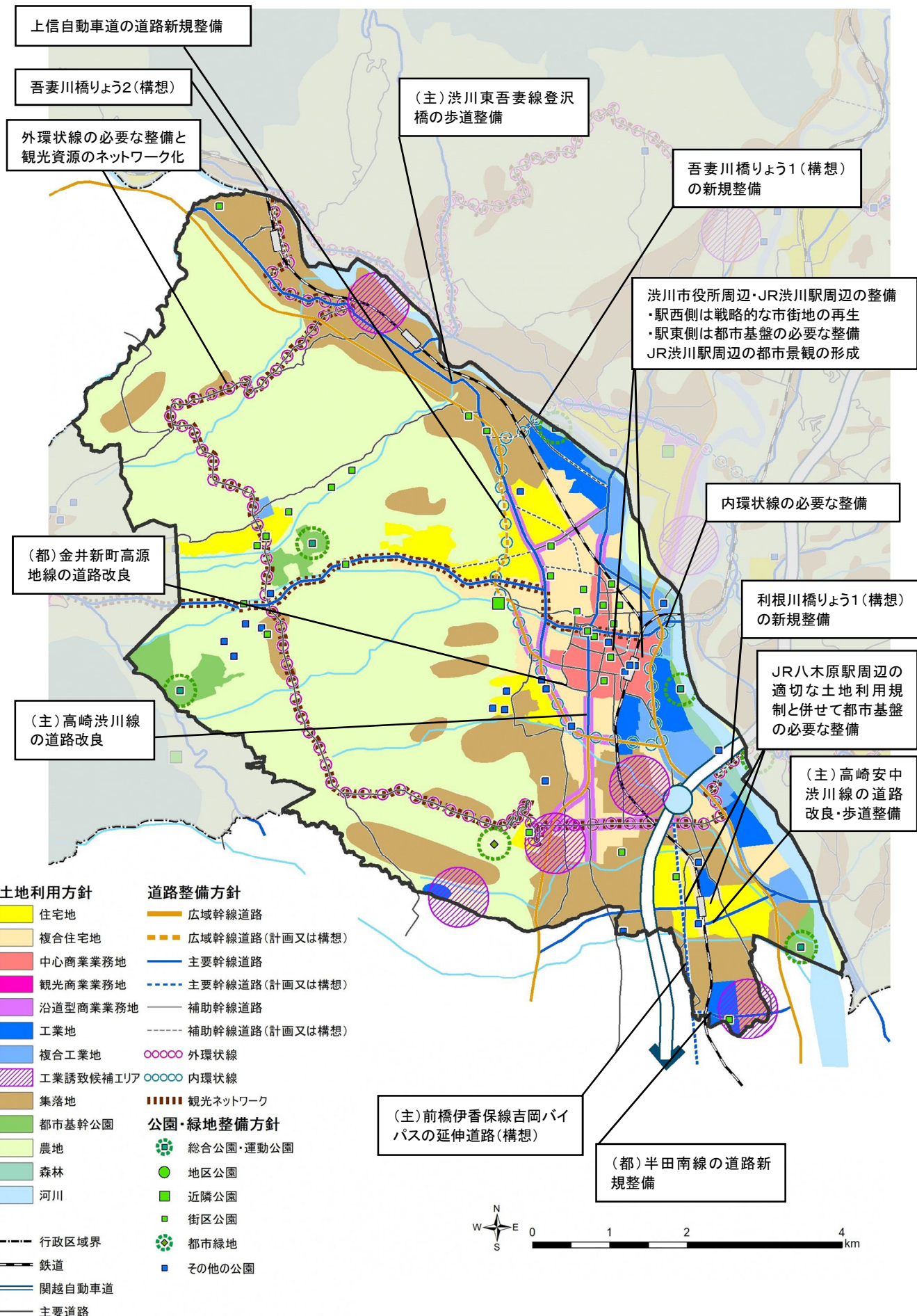
①美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観の保全

市域のほぼ中央を流れる利根川と吾妻川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観として保全します。

②賑わいと交流を生む都市景観の形成

JR渋川駅周辺は、周辺環境との調和や来訪者の滞在性・回遊性が考慮され、まちの特徴を活かした賑わいと交流を生む都市景観を形成します。

【渋川地区のまちづくり方針図】



2 伊香保地区のまちづくり構想

2-1 伊香保地区の特性

榛名東麓に広がる豊かな自然と温泉資源に恵まれ、首都圏の奥座敷「いで湯のまち」としての歴史を有する観光拠点となっています。



2-2 伊香保地区のまちづくり

基本方針

伊香保温泉の知名度と集客力を活かしたまちづくり

取組内容

- 温泉街を活かした観光拠点としての魅力向上

2-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針
住宅地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。
	配置 ・伊香保小学校周辺 ・大日向団地周辺
複合住宅地	住宅地と商業業務地が複合し集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。
	配置 ・商業業務系土地利用の周辺

(2) 商業業務系土地利用

区分	方針
観光商業業務地	観光の振興に寄与する商業業務地が集積する地域として、誘客につながる土地利用を行います。
	配置 ・伊香保温泉周辺

(3) その他の土地利用

区分	方針
集落地	農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。
	配置 ・都市基幹公園と農地を除く自然共生ゾーン
都市基幹公園	住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の用に供します。
	配置 ・上ノ山公園
農地	農地の保全を図ります。
	配置 ・集落地と都市基幹公園を除く自然共生ゾーン
森林	森林の保全や良好な自然景観の維持に努めます。
	配置 ・榛名山周辺
河川	治水能力を高め、親水性の向上を図ります。
	配置 ・河川区域

2-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

○主要幹線道路（主要軸）

(主) 前橋伊香保線、(主) 渋川松井田線は、広域幹線道路を補完し、都市間（隣接市町村をつなぐ）の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間・地点	整備（要望）内容
(主) 前橋伊香保線	ビクターセンター前交差点から前橋方面約2.5kmまで	歩道整備
	ビクターセンター前交差点	交差点改良

○補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、都市計画道路、一般県道、1級市道は、広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間（市内の地域をつなぐ）の道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

○その他

都市計画道路網は、効率的かつ効果的なネットワークの再構築を行います。

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード（道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称）は、観光拠点と各地区をつなぎ、点在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

○バス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

○都市公園

分類		公園（順不同）
都市 基幹公園	総合公園	上ノ山公園
	地区公園	長峰公園
住区 基幹公園	近隣公園	水沢公園

○その他の公園

公園（順不同）		
雷之塚児童遊園	コスモス児童遊園	湯中子児童遊園
大日向ちびっこ広場	花美日向青少年ひろば	苗松青少年ひろば
紅葉台団地内公園		

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、民有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

2-5 市街地の整備の方針

(1) 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

伊香保小学校周辺、伊香保行政センター周辺、大日向団地周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 伊香保温泉周辺の整備の方針

伊香保温泉周辺では、景観に配慮した温泉街にふさわしい街なみを形成します。

2-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

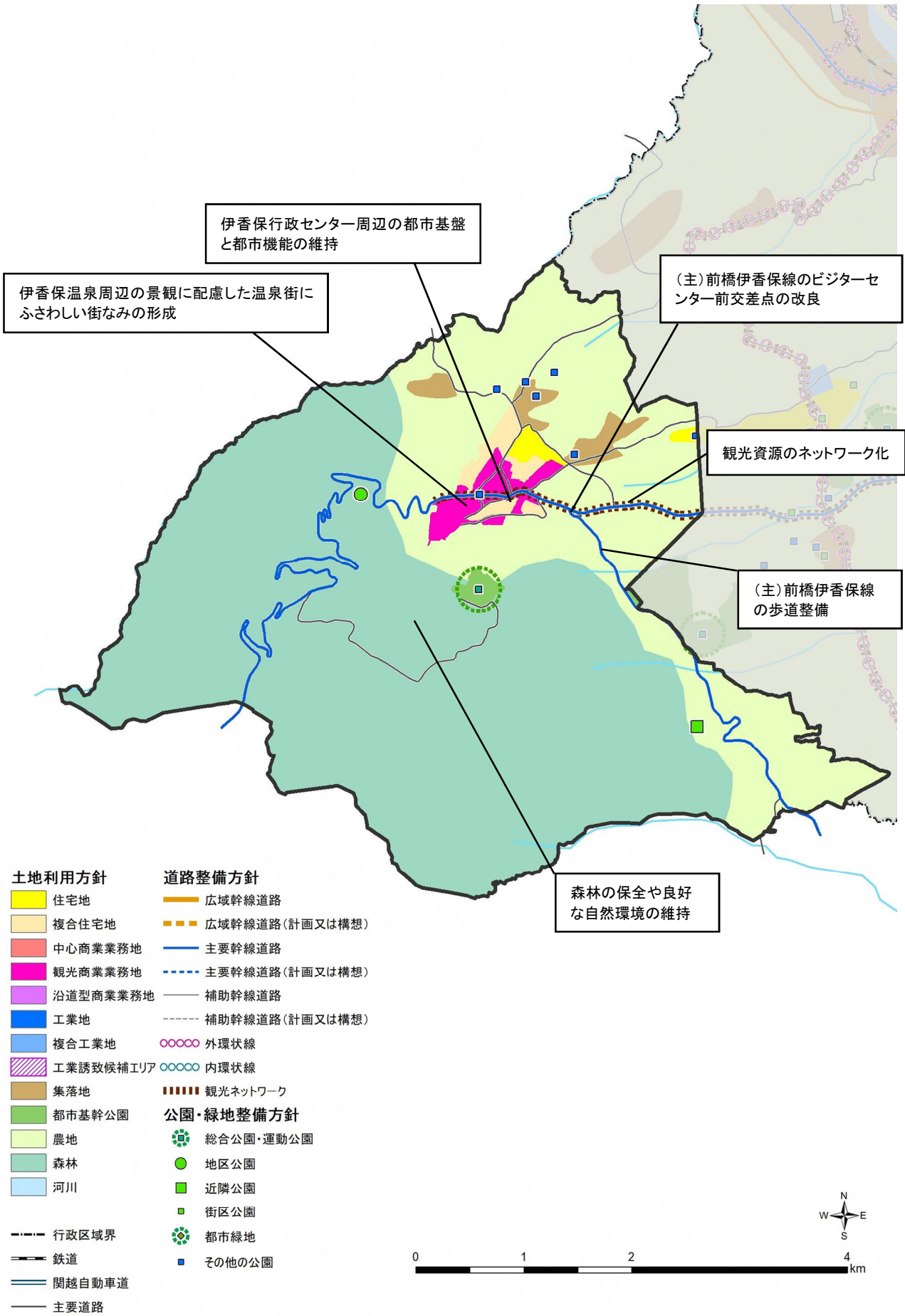
①美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観の保全

榛名の遠景・背景としての山なみは、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観として保全します。

②風格や情緒のある歴史的・文化的な景観の保全

伊香保地区の温泉街のような街なみは、古くから地域の風景として人々の心に染み込み、地域の魅力向上に欠かせない風格や情緒のある歴史的・文化的な景観として保全します。

【伊香保地区のまちづくり方針図】



3 小野上地区のまちづくり構想

3-1 小野上地区の特性

豊かな自然を活かした野菜、果樹類などの農産物の生産基盤と温泉施設、道の駅などの交流拠点機能を有した地区となっています。



3-2 小野上地区のまちづくり

基本方針

豊かな自然と交流拠点を活かしたまちづくり

取組内容

- 小野子山など豊かな自然の活用
- 交流拠点機能を活かした交流人口の拡大

3-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針
住宅地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。
	配置 ・小野上行政センター周辺

(2) その他の土地利用

区分	方針
集落地	農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。
	配置 ・農地を除く自然共生ゾーン
農地	農地の保全を図ります。
	配置 ・集落地を除く自然共生ゾーン
森林	森林の保全や良好な自然景観の維持に努めます。
	配置 ・小野子山周辺
河川	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を促進します。
	配置 ・河川区域

3-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

○主要幹線道路（主要軸）

国道353号、(主) 渋川下新田線は、広域幹線道路を補完し、都市間（隣接市町村をつなぐ）の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

○外環状線（環状軸）

外環状線（小野上地区内の構成道路：国道353号、吾妻川橋りょう2（構想））は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

○補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、外環状線、1級市道、は、広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間（市内の地域をつなぐ）の道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

○その他

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード（道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称）は、観光拠点と各地区をつなぎ、点在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

○鉄道

鉄道は、主要な交通結節点の必要な整備を行います。

○バス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備を行います。

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、私有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

3-5 市街地の整備の方針

(1) 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

小野上行政センター周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

3-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

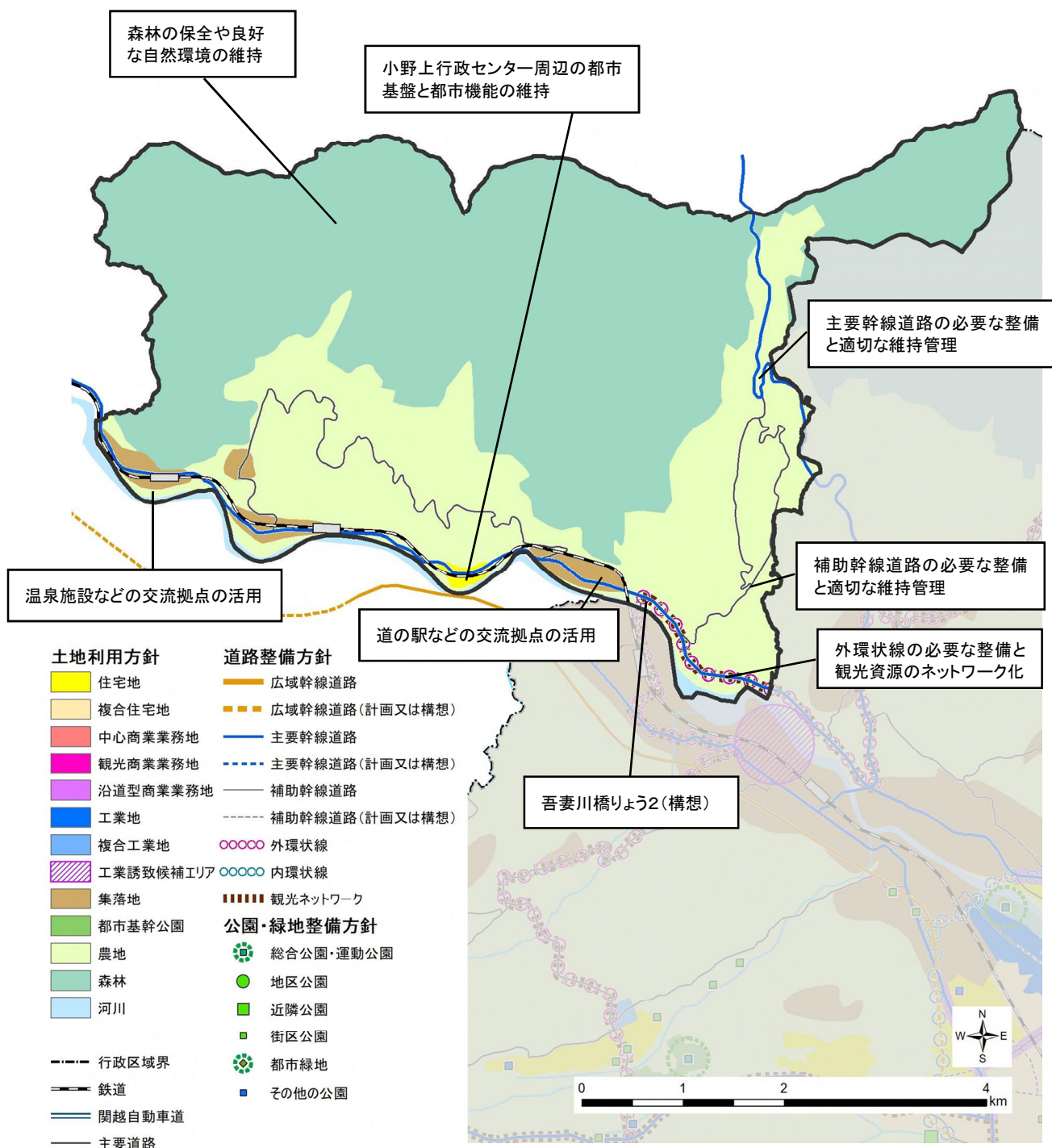
都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

○美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観の保全

小野子の遠景・背景としての山なみや、市域のほぼ中央を流れる吾妻川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観として保全します。

【小野上地区のまちづくり方針図】



4 子持地区のまちづくり構想

4-1 子持地区の特性

国道17号、国道353号など幹線道路網の要衝であるとともに、県下有数の作付面積を誇るこんにゃくいもなどの農作物の生産基盤や豊かな自然、黒井峯遺跡などの歴史資源、道の駅などの交流拠点機能を有した地区となっています。



4-2 子持地区のまちづくり

基本方針

農業をはじめとした産業の活力と自然や歴史資源などを活かしたまちづくり

取組内容

- 幹線道路網を活かした農業や商業などの産業の活性化
- 自然や歴史資源、交流拠点機能を活かした交流人口の拡大

4-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針
住宅地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。
	配置 ・子持行政センター周辺

(2) 商業業務系土地利用

区分	方針
沿道型 商業業務地	幹線道路沿道で多様な生活サービスの提供を図る商業業務地が集積する地域として、誘客につながる土地利用を図るとともに、土地利用の転換は、計画的に行います。ただし、土地利用の促進が予測される郊外の幹線道路沿道では、特定用途制限地域などの制度を検討し、健全と安全の配慮に併せて、集客力のある大規模な商業施設の立地に関し規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行います。
	配置 ・国道17号鯉沢バイパスの沿道 (吾妻新橋から白井上宿交差点まで) ・国道353号の沿道 (白井上宿交差点から長尾小学校南交差点まで)

(3) 工業系土地利用

区分	方針
工業誘致候補エリア	交通利便性が高く工場や物流施設の立地に適しているエリアとして、土地利用の転換を計画的に行うとともに、戦略的な形成を検討します。
	配置 ・ 渋川医療センター周辺 ・ 北部学校給食共同調理場周辺

(4) その他の土地利用

区分	方針
集落地	農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。
	配置 ・ 農地を除く自然共生ゾーン
農地	農地の保全を図ります。
	配置 ・ 集落地を除く自然共生ゾーン
森林	森林の保全や良好な自然景観の維持に努めます。
	配置 ・ 子持山周辺
河川	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を促進します。
	配置 ・ 河川区域

4-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

○広域幹線道路（広域軸）

国道17号は、移動時間の短縮による広域連携を促進する道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間・地点	整備（要望）内容
国道17号	伊熊交差点	交差点改良
	伊熊北交差点	
	綾戸バイパス	道路新規整備

○主要幹線道路（主要軸）

国道291号、国道353号、（主）渋川下新田線、（主）大間々上白井線は、広域幹線道路を補完し、都市間（隣接市町村をつなぐ）の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間	整備（要望）内容
国道353号	北牧東の前組住民センター南から北群馬橋交差点まで	線形改良
		歩道整備

○内環状線、外環状線（環状軸）

内環状線（子持地区内の構成道路：国道353号、利根川橋りょう4（構想）、吾妻川橋りょう1（構想））と外環状線（子持地区内の構成道路：国道17号、国道353号、（主）大間々上白井線、（主）渋川下新田線、子持農道）は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

橋りょう	区間	整備（要望）内容
利根川橋りょう4 （構想）	赤城町樽地区と白井地区の間	橋りょう新規整備
	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等の搬送時間の短縮
吾妻川橋りょう1 （構想）	金井地区と北牧地区の間	橋りょう新規整備
	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等の搬送時間の短縮

○補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、一般県道、内環状線、外環状線、1級市道、利根川橋りょう3（構想：赤城町津久田地区と上白井地区の間）は、広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間（市内の地域をつなぐ）の道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

○その他

工業誘致候補エリア（渋川医療センター周辺と北部学校給食共同調理場周辺）へのアクセス道路は、選択と集中による必要な整備を行います。

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード（道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称）は、観光拠点と各地区をつなぎ、点在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

○バス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

（2）公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

○都市公園

分類		公園
住区 基幹公園	近隣公園	子持ふれあい公園

○その他の公園

公園（順不同）		
こもち加生桜並木	こもち浅田広場	浅田公園（北ポケットパーク）
浅田公園（南ポケットパーク）	浅田公園 1	浅田公園 2
こもち鯉沢リバーサイド広場		

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、私有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

（3） 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

4-5 市街地の整備の方針

（1） 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

子持行政センター周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

（2） 工業誘致候補エリアの整備の方針

渋川医療センター周辺、北部学校給食共同調理場周辺では、企業立地基盤の必要な整備を行います。

4-6 その他のまちづくりの方針

（1） 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

（2） 都市防災の方針

都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

（3） 景観形成の方針

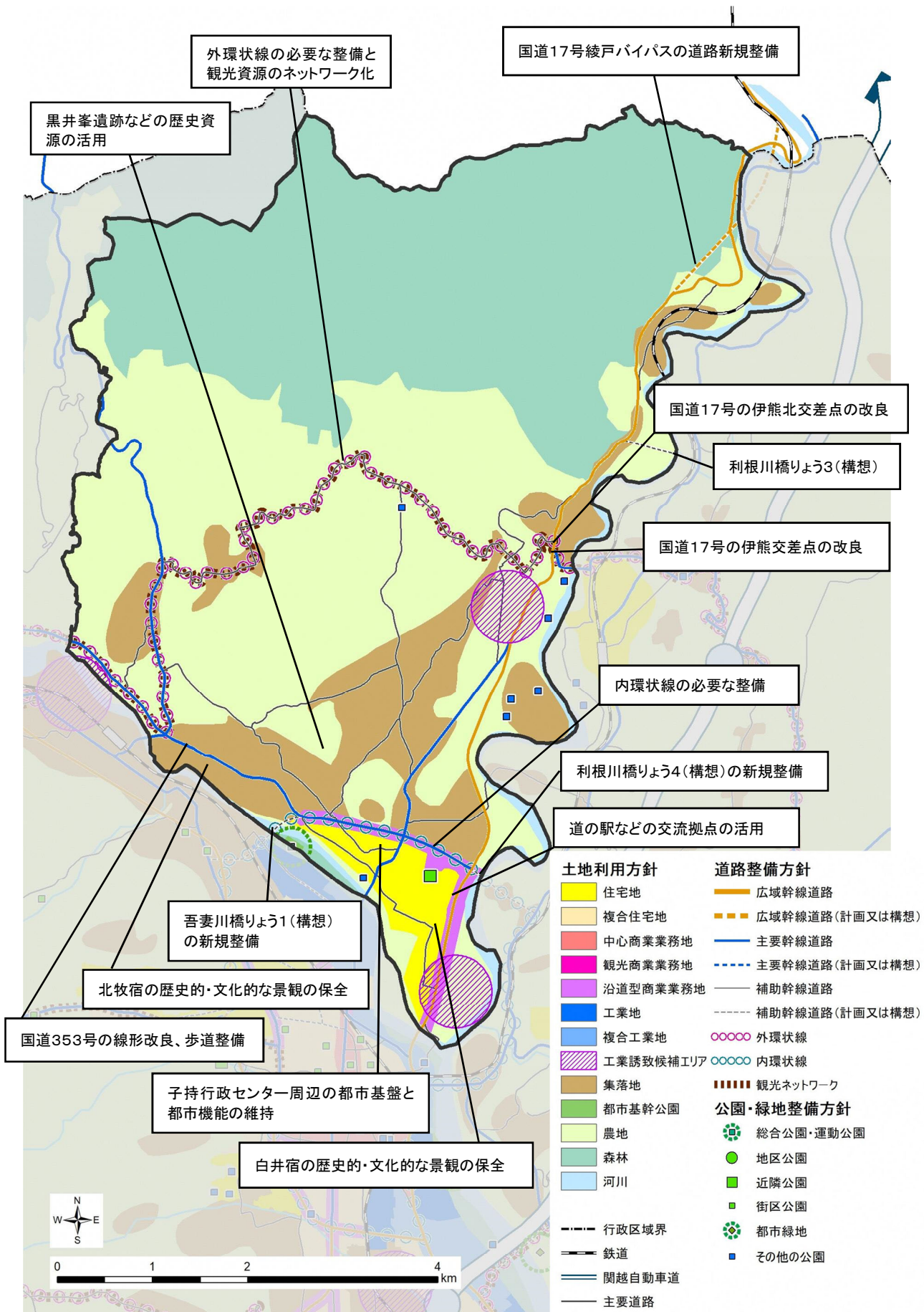
①美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観の保全

子持の遠景・背景としての山なみや、市域のほぼ中央を流れる利根川と吾妻川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観として保全します。

②風格や情緒のある歴史的・文化的な景観の保全

子持地区の白井宿・北牧宿のような街なみは、古くから地域の風景として人々の心に染み込み、地域の魅力向上に欠かせない風格や情緒のある歴史的・文化的な景観として保全します。

【子持地区のまちづくり方針図】



5 赤城地区のまちづくり構想

5-1 赤城地区の特性

赤城インターチェンジなどによる交通利便性を活かしたイチゴ、ブルーベリーなどの観光農業や瀧沢石器時代遺跡、上三原田の歌舞伎舞台などの歴史資源、土地改良事業による農業生産基盤を有した地区となっています。



5-2 赤城地区のまちづくり

基本方針

交通利便性と農業の活力を活かしたまちづくり

取組内容

- 交通利便性を活かした観光農業などの振興
- 農業生産基盤の充実

5-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針	
住宅地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤城行政センター周辺 ・ 三原田団地周辺 ・ J R 敷島駅周辺

(2) その他の土地利用

区分	方針	
集落地	農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。	
	配置	・ 農地を除く自然共生ゾーン
農地	農地の保全を図ります。	
	配置	・ 集落地を除く自然共生ゾーン
森林	森林の保全や良好な自然景観の維持に努めます。	
	配置	・ 赤城山周辺
河川	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を促進します。	
	配置	・ 河川区域

5-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

○広域幹線道路（広域軸）

国道17号は、移動時間の短縮による広域連携を促進する道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間	整備（要望）内容
国道17号	綾戸バイパス	道路新規整備

○主要幹線道路（主要軸）

国道353号、(主)大間々上白井線、(一)下久屋渋川線は、広域幹線道路を補完し、都市間（隣接市町村をつなぐ）の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間	整備（要望）内容
(主)大間々上白井線	林道深山栄線交差点から大間々方面約3kmまで	道路改良

○内環状線、外環状線（環状軸）

内環状線（赤城地区内の構成道路：国道353号、(一)下久屋渋川線、利根川橋りょう4（構想））と外環状線（赤城地区内の構成道路：国道353号、(主)大間々上白井線）は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

路線・橋りょう	区間	整備（要望）内容
利根川橋りょう4 (構想)	赤城町樽地区と白井地区の間	橋りょう新規整備
	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等の搬送時間の短縮

○補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、都市計画道路、一般県道、内環状線、外環状線、1級市道、利根川橋りょう3（構想：赤城町津久田地区と上白井地区の間）は、広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間（市内の地域をつなぐ）の道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

○その他

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード（道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称）は、観光拠点と各地区をつなぎ、点在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

○鉄道

鉄道は、主要な交通結節点の必要な整備を行います。

〇バス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

〇その他の公園

公園（順不同）		
沼尾川親水公園	六万農村公園	西原公園
赤城健康公園	赤城ふれあい公園	溝呂木公園

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、民有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

5-5 市街地の整備の方針

(1) 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

赤城行政センター周辺、JR敷島駅周辺、三原田住宅団地周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

5-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合して集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

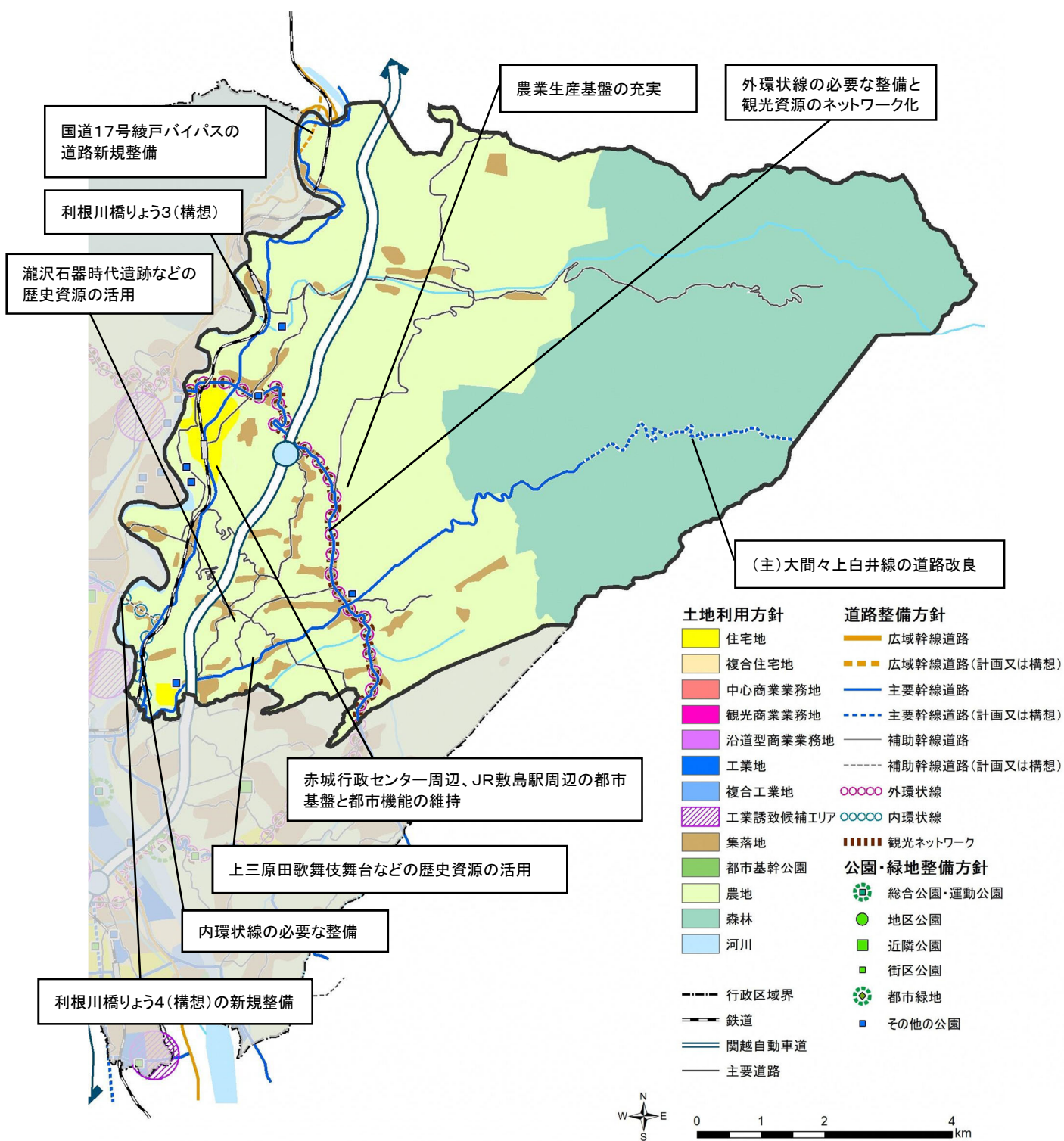
都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

〇美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観の保全

赤城の遠景・背景としての山なみや、市域のほぼ中央を流れる利根川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観として保全します。

【赤城地区のまちづくり方針図】



6 北橋地区のまちづくり構想

6-1 北橋地区の特性

県都に隣接するなど地理的条件を活かした良好な住環境を有し、野菜などの都市近郊農業が盛んな地区となっています。



6-2 北橋地区のまちづくり

基本方針

恵まれた地理的条件と農業の活力を活かしたまちづくり

取組内容

- 恵まれた地理的条件を活かした良好な住環境の保全
- 都市近郊農業の推進

6-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針
住宅地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。
	配置 ・ 北橋行政センター周辺

(2) 工業系土地利用

区分	方針
工業地	首都圏などへの交通アクセス性の良さを活かした工業地が集積する地域として、戦略的な形成を図ります。
	配置 ・ 坂東工業団地

(3) その他の土地利用

区分	方針
集落地	農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。
	配置 ・ 農地を除く自然共生ゾーン
農地	農地の保全を図ります。
	配置 ・ 集落地を除く自然共生ゾーン
河川	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を促進します。
	配置 ・ 河川区域

6-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

○広域幹線道路（広域軸）

移動時間の短縮による広域連携を促進する道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

○主要幹線道路（主要軸）

国道353号と(主)渋川大胡線は、広域幹線道路を補完し、都市間（隣接市町村をつなぐ）の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

○内環状線、外環状線（環状軸）

内環状線（北橋地区内の構成道路：国道353号）と外環状線（北橋地区内の構成道路：国道353号、(主)渋川大胡線、(一)持柏木寄居線、利根川橋りょう1（構想））は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

橋りょう	区間		整備（要望）内容
利根川橋りょう1 (構想)	中村地区と北橋町分郷八崎地区の間		橋りょう新規整備
	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等の搬送時間の短縮	

○補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、一般県道、内環状線、外環状線、1級市道は、広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間（市内の地域をつなぐ）の道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

路線	区間		整備（要望）内容
(仮称) 下箱田米野線 (構想)	前橋市富士見町米野から北橋町箱田を 経由して国道17号まで		道路新規整備
	構想目的	県立小児医療センターへのアクセス性の向上	

○その他

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード（道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称）は、観光拠点と各地区をつなぎ、点在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

○バス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

○都市公園

分類		公園（順不同）
住区	近隣公園	愛宕山ふるさと公園
基幹公園	街区公園	たちばなの郷公園
都市緑地		利根川河川敷公園

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、私有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

6-5 市街地の整備の方針

(1) 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

北橋行政センター周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

6-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

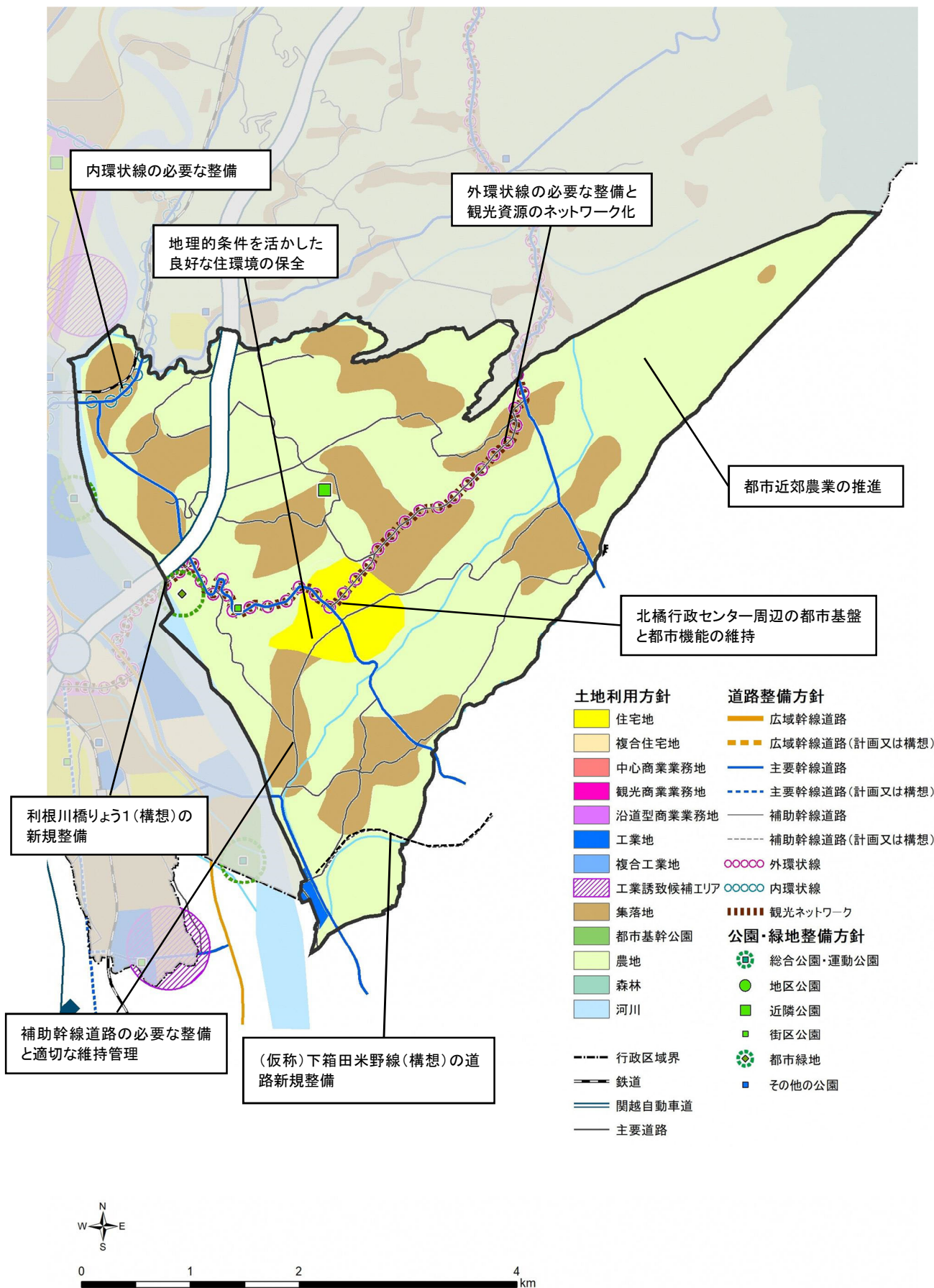
都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

○美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観の保全

赤城の遠景・背景としての山なみや、市域のほぼ中央を流れる利根川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさと感じさせる自然景観として保全します。

【北橋地区のまちづくり方針図】



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進体制では、市民、事業者、渋川市の三者が密接に連携して、計画に掲げるまちづくりの実現化を図ります。

■ 市民の役割

市民は、まちづくりの主役として、自らの生活の場であるまちを、安全性や利便性の向上のために、都市計画の仕組みや各種まちづくりの手法について知識を深め、市民相互の理解と協力による主体的なまちづくりを推進します。

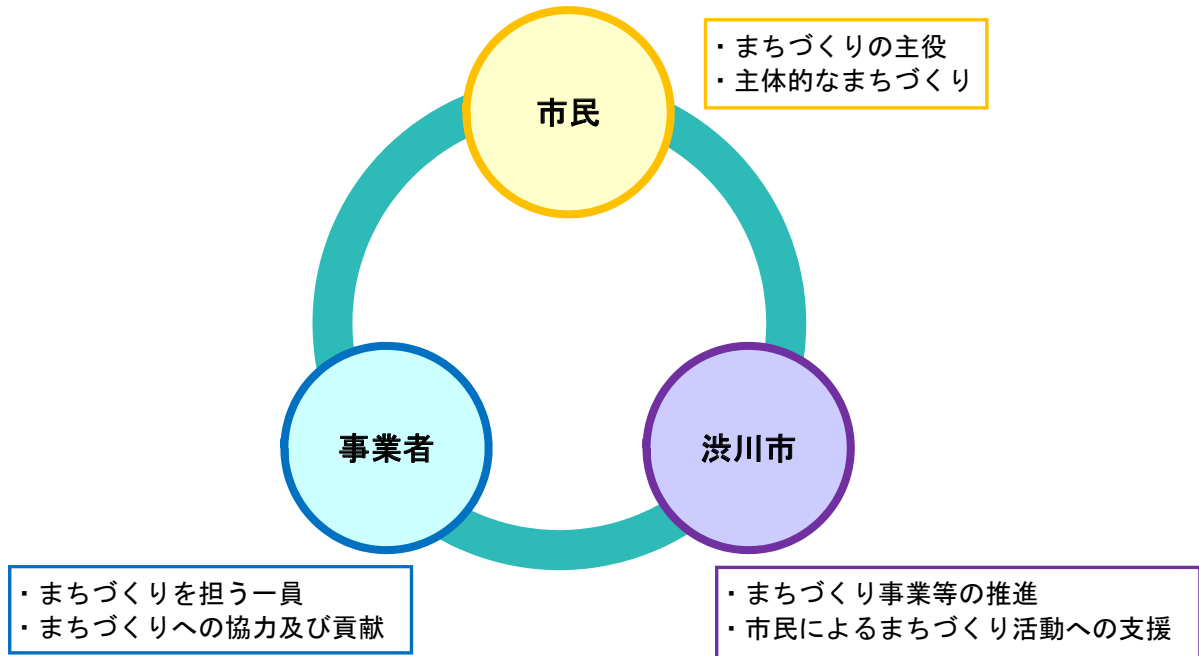
■ 事業者の役割

渋川市を生産や活動の場とする事業者は、渋川市のまちづくりを担う一員としての役割が求められ、自らの生産活動の維持又は発展に際して、まちづくりに積極的に協力及び貢献を図ります。

■ 渋川市の役割

渋川市は、市民及び事業者と連携して、総合的で効率的なまちづくりを積極的に進めるとともに、市民参加による各種事業の推進や市民主体のまちづくり活動への支援等を推進します。

【市民、事業者、渋川市の役割イメージ】



2 計画の見直し

本計画は、総合計画をはじめとする上位計画及び関連する分野別計画の見直しや、渋川市を取り巻く社会経済状況の変化に対応するため、計画に基づくまちづくりの取り組み状況について確認・評価を行い必要に応じて見直しを行います。